

一般社団法人浄水まごころスクール定款

定款作成日	平成29年3月31日
定款認証日	平成29年3月23日
法人設立日	平成29年3月24日
一部改訂	平成29年6月23日
一部改訂	令和元年5月11日
一部改訂	令和2年5月12日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人浄水まごころスクールと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、浄水中学校区における学校教育活動の充実及び地域の発展を推進するため、学校・こども園・家庭・地域の様々な団体と連携して子どもたちの健全育成を積極的に支援するとともに、併せて地域の活性化に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 浄水中学校区における児童生徒の健全育成に関すること
2. 浄水中学校コミュニティ・スクール連絡会議との連携による教育活動への支援に関すること
3. 浄水中学校区3校の地域学校共働本部が実施する事業の支援に関すること
4. その他、児童生徒の健全育成に関すること及び浄水地区の発展に寄与する全ての事業に関すること

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(当法人の構成員)

第5条 当法人は、浄水地区に居住する者及び当法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 会員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって

当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 全会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失した時には、当法人に対する会員としての地位を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任および解任
- (4) 各事業年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達および設備投資の見込み額を記載した書類
- (5) 各事業年度の決算報告（貸借対照表及び損益計算書）
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、書面または電磁方法による決議権の行使を認め場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事業及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

3 理事または監事を選任する議決を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事または会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議

があったものとみなす。

- 2 理事が会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。

(社員総会規則)

第21条 社員総会の運営に関して必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 2名以上8名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とする。また、その他必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

- 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長およびその他業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

- 3 監事は、当法人またはその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第24条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 その他の業務執行理事は当法人業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に、4ヶ月を超える間隔で年2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときには、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、監事は直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出予定の議案、書類その他、法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲以外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(理事および監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により選任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事を解任する場合には、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について必要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱については、第42条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第30条 当法人は役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第31条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第32条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、その他業務執行理事の選定および解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分および譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の専任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第30条第1項の責任の一部免除および同第2項の責任限定契約の締結

(種類および開催)

第35条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第25条第5号の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は、請求をした監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について、提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事および監事は、これに署名若しくは記名押印または電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 財産および会計

(財産の管理運営)

第43条 当法人の財産の管理・運用は、会長（財務担当理事を置いた場合には会長及び財務担当理事）が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める財産管理規則によるものとする。

(経費の支弁及び剰余金の分配の禁止)

- 第44条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。
 - 3 当法人の経費の支弁及び剰余金に関しては、理事会において別に定める会計処理規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 当法人の事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに担当理事がまとめた内容を基に会長が作成し、理事会の承認を経たうえで、社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号については、定時社員総会に報告し、第3号及び第4号については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に10年間備え置き、閲覧に供するとともに、定款、会員名簿他第53条の規定に基づく帳簿及び書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

(会計規則)

- 第47条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 当法人の会計に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める会計処理規則による。

(事業年度)

- 第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

- 第49条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属性)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く
- 3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿
 - (4) 事業計画書及び収支予算書等
 - (5) 事業報告書及び計算書類等
 - (6) 監査報告書
 - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第55条に定める情報公開管理規則によるものとする。

第9章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開管理規則による

(個人情報保護)

- 第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

- 第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

- 第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立から平成30年3月31日までとする。

(設立時役員等)

- 第58条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	栗・純
設立時理事	石動進
設立時理事	大川将宏
設立時監事	・桐常夫

(設立時代表理事)

- 第59条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

愛知県豊田市浄水町原山206番地1

設立時代表理事 栗・純

(設立時社員の氏名または名称および住所)

- 第60条 設立時社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 愛知県豊田市浄水町原山206番地1

氏名 栗・純

設立時社員 住所 愛知県豊田市逢妻町3丁目27番地20

氏名 石動進

設立時社員 住所 愛知県豊田市浄水町伊保原91番地2

氏名 大川将宏

設立時社員 住所 名古屋市瑞穂区雁道町3丁目11番地の6

氏名 ・桐常夫

(法令の準拠)

- 第61条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。